

6 騒音・振動・悪臭関係資料

表 6-1-1 一般地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(注) 1 地域類型の区分は、おおむね次のとおりである。

A：都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域、田園住居地域および第一種、第二種中高層住居専用地域

B：都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域

C：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表 6-1-2 道路に面する地域に係る騒音の環境基準（等価騒音レベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 1 AA地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考えから、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。

2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間：45デシベル以下、夜間：40デシベル以下）によることができる。

2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。

3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあつては15メートル、2車線を超える道路にあつては20メートルまでをいう。

4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表 6－1－3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値	当 該 地 域
I	7 0 デ シ ベ ル 以 下	新 幹 線 鉄 道 の 軌 道 中 心 線 から 両 側 300メー トル 以 内 の 区 域（以下「沿 線 区 域」とい う。）の うち、都 市 計 画 法（昭 和 43年 法 律 第 100号）第 8 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に 基 づ く 用 途 地 域（以下「用 途 地 域」という。）の 定 め の ある 地 域 につ い て は、第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域、第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域、田 園 住 居 地 域、第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域、第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域、第 1 種 住 居 地 域、第 2 種 住 居 地 域 お よ び 準 住 居 地 域、用 途 地 域 の 定 め の な い 地 域 につ い て は、主 と し て 住 居 の 用 に 供 さ れ る 地 域
II	7 5 デ シ ベ ル 以 下	沿 線 区 域 の うち、用 途 地 域 の 定 め の ある 地 域 につ い て は、近 隣 商 業 地 域、商 業 地 域、 準 工 業 地 域 お よ び 工 業 地 域、用 途 地 域 の 定 め の な い 地 域 につ い て は、主 と し て 商 工 業 の 用 に 供 さ れ る 地 域

（注） 沿線区域のうち、次の区域については該当区域から除くものとする。

- （1） トンネル区間（ただし、トンネルの出入口からトンネル中央方向150メートルの区間は除く。）
- （2） 河川区域
- （3） 用途地域の定めのない地域のうち、山林、原野、農用地等新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要のない地域

表 6－2 騒音規制法に定める自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

（注）（区域の区分） a：おおむね都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域
b：おおむね都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域
c：おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域
（時間の区分）一般地域に係る環境基準と同様

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
7 5 デシベル以下	7 0 デシベル以下

表 6－3 騒音規制法に定める特定工場等から発生する騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

（注）（区域の区分）第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。（おおむね都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域および第二種低層住居専用地域。）
第 2 種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。（おおむね都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域および準住居地域。）
第 3 種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。（おおむね都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域および準工業地域）
第 4 種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。（おおむね都市計画法に基づく工業地域。）
（時間の区分）朝：午前 6 時から午前 8 時まで、昼間：午前 8 時から午後 7 時まで
夕：午後 7 時から午後 10 時まで、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
（そ の 他）第 2 種区域、第 3 種区域および第 4 種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

表 6-4 騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	騒 音 の 大 き さ	夜間または 深夜作業 の 禁 止	1 日 の 作 業 時 間 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
① くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで 第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第1号区域 1日につき10時間 第2号区域 1日につき14時間	同一場所において連続6日間	日曜日、その他の休日	もんけん、圧入式くい打くい抜機またはくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
② びょう打機を使用する作業						
③ さく岩機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
④ 空気圧縮機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kW以上のものに限る。（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
⑤ コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業						混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。（モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
⑥ バックホウを使用する作業						原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
⑦ トラクターショベルを使用する作業						原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
⑧ ブルドーザーを使用する作業						原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(そ の 他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

表 6－5 福井県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分			
	朝	昼 間	夕	夜 間
第 1 種 区 域	4 5 デシベル	5 0 デシベル	4 0 デシベル	4 0 デシベル
第 2 種 区 域	5 0 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域	6 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 5 種 区 域	7 0 デシベル	7 5 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル
そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	6 0 デシベル	5 5 デシベル	5 5 デシベル

- (注) (区域の区分) 第1種区域： 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域または田園住居地域。
第2種区域： 都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。
第3種区域： 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。
第4種区域： 都市計画法に基づく工業地域。
第5種区域： 都市計画法に基づく工業専用地域。
その他の区域： 上記に掲げる区域以外の区域。
- (時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで
夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
- (そ の 他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。

表 6－6 福井県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	午後 1 1 時から翌日午前 0 時まで	午前 0 時から午前 5 時まで
第 1 種 区 域 お よ び 第 2 種 区 域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種 区 域、第 5 種 区 域 お よ び そ の 他 の 区 域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

- (注) 1 規制の対象は、「飲食店営業（風俗営業法で規制されているものおよび祭礼その他地域の慣習となっている行事における営業を除く。）」、「ボーリング場営業」、「カラオケボックス営業」および「車両洗浄装置を使用しまたは使用させる営業」。
- 2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表 6－7 振動規制法に定める道路交通振動の要請限度

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル
第 2 種 区 域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域
第2種区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域
(時間の区分) 昼間：午前6時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで
(そ の 他) 学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表 6－8 振動規制法に定める特定工場等から発生する振動の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じ。

表 6－9 振動規制法に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	振 動 の 大 き さ	夜間または 深夜作業 の 禁 止	1 日 の 作 業 時 間 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
① くい打機、 くい抜機ま たはくい打 くい抜機を 使用する作 業	7.5 デシベル	第 1 号区域 午後 7 時 から翌日の 午前 7 時 ま で	第 1 号区域 1 日につき 1 0 時 間	同 一 場 所 に お い て 連 続 間 6 日 間	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日	もんけん、圧入式くい 打機、油圧式くい抜 機、圧入式くい打くい 抜機を除く。
② 鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						
③ 舗装版破碎 機を使用す る作業						作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1 日における当該 作業に係る二地点間の 最大距離が50mを超え ない作業に限る。
④ ブレーカー を使用する 作業						手持式のものを除き、 作業地点が連続的に移 動する作業にあって は、1 日における当該 作業使用する作業に係 る二地点間の最大距離 が50mを超えない作業 限る。

(注) (区域の区分) 第 1 号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 1 種区域、第 2 種区域および第 3 種区域の全区ならびに第 4 種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第 2 号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域。

(そ の 他) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

表6-10 自動車交通騒音測定結果（令和5年度）

No.	調査路線名	評価区間	騒音測定地点	測定開始日	騒音測定結果		評価 区間 距離 (km)	住戸数 (戸)	環境基準達成戸数(戸)						環境基準達成率(%)						実施機関
					昼 (dB)	夜 (dB)			昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼夜とも 非達成	昼間に ついて	夜間に ついて	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	昼夜とも 非達成	昼間に ついて	夜間に ついて	昼間のみ 達成	夜間のみ 達成	
1	北薩自動車道	坂井市 丸岡町川上～丸岡町小黒	坂井市 丸岡町女形谷	R5.10.24	59	54	4	4.0	24	24	0	24	24	100	0	0	100	100	100	0	坂井市
2	一般国道8号	福井市 新保町～米松2丁目	福井市 米松1丁目(No.3を運用)	R5.10.17	71	69	4	1.6	246	242	4	246	242	98.4	1.6	0	100	98.4	100	0	福井市
3	一般国道8号	福井市 米松2丁目～和田2丁目	福井市 米松1丁目	R5.10.17	71	69	4	2.8	298	250	29	279	250	83.9	9.7	0	6.4	93.6	83.9	0	福井市
4	一般国道8号	越前市 塚町～横市町	越前市 横市町	R5.10.17	71	66	4	1.0	13	13	0	13	13	100	0	0	100	100	100	0	越前市
5	一般国道27号	敦賀市 山田町～若葉町	敦賀市 若葉町2丁目	R5.10.3	68	66	4	2.0	239	216	23	239	216	90.4	9.6	0	0	100	90.4	0	敦賀市
6	一般国道27号	敦賀市 若葉町～若生野	敦賀市 若葉町2丁目(No.5を運用)	R5.10.3	68	66	4	0.6	57	57	0	57	57	100	0	0	100	100	100	0	敦賀市
7	一般国道27号	大飯郡高浜町 下車待～和田	大飯郡高浜町 おおい町	R5.10.18	70	67	2	2.4	37	32	5	0	37	32	86.5	13.5	0	100	86.5	0	福井県
8	一般国道27号	大飯郡おおい町 本郷～小畑	大飯郡おおい町 おおい町	R5.10.18	70	67	2	1.0	23	23	0	23	23	100	0	0	100	100	100	0	福井県
9	一般国道27号	大飯郡おおい町 本郷～本郷	大飯郡おおい町 長井(No.10を運用)	R5.10.18	70	67	2	0.8	82	71	5	0	76	71	86.6	6.1	0	7.3	92.7	86.6	福井県
10	一般国道27号	大飯郡おおい町 長井～本郷	大飯郡おおい町 おおい町	R5.10.18	70	67	2	2.1	60	55	5	0	60	55	91.7	8.3	0	0	100	91.7	福井県
11	一般国道157号	勝山市 狩野～平泉寺町大渡	勝山市 平泉寺町箇橋江	R5.10.18	66	57	4	2.3	13	13	0	13	13	100	0	0	100	100	100	0	勝山市
12	一般国道158号	福井市 和田2丁目～稲津町	福井市 和田重2丁目	R5.10.17	70	64	4	2.8	162	160	1	161	160	98.8	0.6	0	0.6	99.4	98.8	0	福井市
13	一般国道162号	小浜市 深谷～須縄	小浜市 須縄	R5.11.8	68	59	2	3.8	112	112	0	112	112	100	0	0	100	100	100	0	小浜市
14	一般国道162号	小浜市 須縄～和久里	小浜市 須縄	R5.11.8	68	59	2	6.5	214	214	0	214	214	100	0	0	100	100	100	0	小浜市
15	一般国道417号	鯖江市 柳町4丁目～有花町3丁目	鯖江市 本町2丁目	R5.10.30	62	54	2	1.7	282	281	0	281	281	99.6	0	0	0.4	99.6	99.6	0	鯖江市
16	主要地方道29号 福井金車線	あわら市 大渡2丁目～花乃杜1丁目	あわら市 大渡	R5.10.24	64	57	2	1.1	66	66	0	66	66	100	0	0	100	100	100	0	あわら市
17	一般県道128号 福井停車場米松線	福井市 大手2丁目～宝永2丁目	福井市 宝永2丁目	R5.10.17	63	55	4	1.1	332	332	0	332	332	100	0	0	100	100	100	0	福井市
18	一般県道128号 福井停車場米松線	福井市 宝永2丁目～志比口2丁目	福井市 宝永1丁目	R5.10.17	65	58	4	0.8	317	317	0	317	317	100	0	0	100	100	100	0	福井市
19	一般県道128号 福井停車場米松線	福井市 志比口2丁目～米松2丁目	福井市 宝永1丁目(No.18を運用)	R5.10.17	65	58	4	0.8	105	105	0	105	105	100	0	0	100	100	100	0	福井市
20	一般県道182号 三尾野別所線	福井市 三尾野町～花堂南2丁目	福井市 花堂南2丁目	R5.10.17	68	62	2	6.2	275	275	0	275	275	100	0	0	100	100	100	0	福井市
21	一般県道182号 三尾野別所線	福井市 花堂南1丁目～別所町	福井市 花堂南2丁目(No.21を運用)	R5.10.17	68	62	2	1.3	86	86	0	86	86	100	0	0	100	100	100	0	福井市
22	一般県道185号 鯖江清水線	鯖江市 神明町3丁目～神中町3丁目	鯖江市 神中町3丁目	R5.10.30	58	51	4	0.5	63	63	0	63	63	100	0	0	100	100	100	0	鯖江市
23	一般県道185号 鯖江清水線	鯖江市 神中町3丁目～神中町2丁目	鯖江市 神中町3丁目(No.22を運用)	R5.10.30	58	51	4	0.5	46	46	0	46	46	100	0	0	100	100	100	0	鯖江市

評価範囲 全体(23区間)

備考 No. 2, 6, 7, 8, 9, 13, 19, 21, 23は、同一路線の他区間での測定結果を運用することにより評価している。

(資料：環境政策課)

表 6－1－1 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数 (令和6年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		7 項		8 項		9 項		10 項		11 項		合 計	
	金属加工機械		空気圧縮機・送風機		土石用破砕機・ふるい等		織 機		建設用資材製造機械		木材加工機械		抄紙機		印刷機械		合成樹脂射出成形機		鋳造型造機			
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	75	220	215	1,239	5	17	227	5,738	4	5	74	180	1	1	90	326	10	101	2	7	703	7,834
敦賀市	24	96	41	155	0	0	1	50	2	5	15	37	1	1	14	67	1	52	0	0	99	463
小浜市	2	40	11	49	0	0	0	0	0	0	3	13	0	0	7	17	1	7	1	1	25	127
大野市	1	1	3	28	0	0	10	897	0	0	26	39	0	0	5	24	0	0	0	0	45	989
勝山市	0	32	21	126	4	20	85	4,622	0	0	6	30	0	0	0	0	4	16	2	5	122	4,851
鯖江市	22	158	39	197	1	4	145	7,346	5	8	10	23	0	0	8	30	5	10	1	5	236	7,781
あわら市	4	52	13	92	2	2	33	1,035	0	0	3	6	1	1	2	7	0	0	0	0	58	1,195
越前市	78	654	55	1,661	3	13	116	3,560	6	8	38	109	24	41	20	128	7	38	0	0	347	6,212
坂井市	5	20	12	26	0	0	438	6,526	2	2	12	40	0	0	6	16	1	22	0	0	476	6,652
永平寺町	2	7	7	52	0	0	46	1,452	0	0	2	5	0	0	4	12	0	0	0	0	61	1,528
美浜町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
高浜町	1	3	10	41	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	47
合 計	214	1,283	428	3,667	17	58	1,101	31,226	20	29	192	492	27	44	156	627	29	246	6	18	2,190	37,690

(注) 工場数欄において、1 つの工場については、主要な特定施設の項 1 か所のみ計上した。

表 6－1－2 騒音に係る特定建設作業届出状況 (令和5年度)

施設種類 市町名	1 項	2 項	3 項	4 項	5 項	6 項	7 項	8 項	合計	
	くい打機等を使用する作業	びょう打機を使用する作業	さく岩機を使用する作業	空気圧縮機を使用する作業	コンクリートプラント等を設けて行う作業	バックホウを使用する作業	トラクターショベルを使用する作業	ブルドーザーを使用する作業		
福井市	4	0	63	1	0	7	0	0	75	
敦賀市	3	0	13	0	1	12	0	0	29	
小浜市	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
大野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
勝山市	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
鯖江市	0	0	3	0	0	3	0	0	6	
あわら市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
越前市	1	0	9	0	0	11	0	0	21	
坂井市	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
永平寺町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
越前町	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高浜町	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
合 計	8	0	88	2	1	38	0	0	137	

(資料：環境政策課)

表 6－1 3 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(令和6年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		9 項		1 0 項		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械																						
市町名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	53	147	159	633	3	14	87	2,164	0	0	6	7	27	76	0	1	9	118	2	2	346	3,162
敦賀市	18	92	24	96	0	0	1	48	2	4	3	3	6	28	0	0	1	51	0	57	55	379
小浜市	2	65	7	34	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	7	0	0	12	108
大野市	0	0	1	21	0	0	10	897	0	0	2	2	3	19	0	0	0	0	1	1	17	940
勝山市	1	7	7	47	3	47	66	4,298	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6	0	1	81	4,406
鯖江市	26	294	23	145	2	8	57	2,606	0	0	0	0	5	13	0	5	3	13	1	5	117	3,089
あわら市	1	1	7	28	0	0	10	315	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	20	351
越前市	66	483	49	395	4	13	95	2,952	0	0	4	4	12	28	1	13	4	37	0	0	235	3,925
坂井市	2	11	8	16	0	0	248	4,539	0	0	1	2	1	4	0	0	1	22	0	0	261	4,594
永平寺町	0	0	3	6	0	0	51	1,274	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	58	1,291
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10
高浜町	1	3	5	16	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	20
合 計	170	1,103	293	1,437	13	83	625	19,093	2	4	20	29	61	187	1	19	23	254	4	66	1,212	22,275

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表 6－1 4 振動に係る市町別特定建設作業届出状況

(令和5年度)

作業種類	市町名	市町名													合 計
		福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	越前町	美浜町	高浜町	
1 項	くい打機等を使用する作業	4	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
2 項	鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 項	舗装版破砕機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 項	ブレーカーを使用する作業	58	10	2	0	1	3	0	9	0	0	1	0	0	84
合 計		62	11	2	0	1	3	0	10	0	0	1	0	0	90

(資料：環境政策課)

表 6－1 5 悪臭防止法に基づく規制基準

悪 臭 物 質 の 種 類	規 制 基 準	
	A 区 域	B 区 域
ア ン モ ニ ア	1 ppm	2 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫 化 水 素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫 化 メ チ ル	0.01 ppm	0.05 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.009 ppm	0.03 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005 ppm	0.02 ppm
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.05 ppm	0.1 ppm
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.03 ppm
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.009 ppm	0.02 ppm
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.003 ppm	0.006 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9 ppm	4 ppm
酢 酸 エ チ ル	3 ppm	7 ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	1 ppm	3 ppm
ト ル エ ン	10 ppm	30 ppm
ス チ レ ン	0.4 ppm	0.8 ppm
キ シ レ ン	1 ppm	2 ppm
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.001 ppm	0.004 ppm

- (注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。
- B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表 6－1 6 福井県公害防止条例に定める特定施設に係る悪臭の規制基準

規制基準	臭気指数 18
------	---------

- (注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表 6－17 福井県公害防止条例に定める悪臭に係る特定施設

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	牛、豚（生後2月未満のものを除く。）または鶏（生後30日未満のものを除く。）の飼養場（牛にあっては10頭以上、豚にあっては50頭（繁殖豚にあっては5頭）以上、鶏にあっては1,000羽以上の飼養の用に供するものに限る。）において用いる施設であって、次のいずれかに該当するもの ① 飼養施設 ② 飼料調理施設（加熱して調理するものに限る。） ③ ふん尿処理施設
2	けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いる施設であって、次のいずれかに該当するもの ① 乾燥施設 ② 焼却施設
3	死亡獣畜取扱場において用いる施設であって、次のいずれかに該当するもの ① 解体室 ② 汚物処理施設 ③ 焼却炉
4	化製場（魚介類または鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。）において用いる施設であって次のいずれかに該当するもの ① 原料処理施設（原料貯蔵室および化製室を含む。） ② 煮熟施設 ③ 圧搾施設 ④ 汚物処理施設 ⑤ 乾燥施設

表 6－18 悪臭に係る特定施設届出状況（福井県公害防止条例）

（令和6年3月31日現在）

施設種類	1 項 動物の飼養の用に供するもの		2 項 けいふんの乾燥または焼却を行う工場において用いるもの		3 項 死亡獣畜取扱場において用いるもの		4 項 化製場において用いるもの		合 計	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	実工場数	施設数
市 町 名										
福 井 市	11	44	0	0	0	0	0	0	11	44
敦 賀 市	10	17	0	0	0	0	0	0	10	17
大 野 市	4	11	0	0	0	0	0	0	4	11
勝 山 市	4	16	0	0	0	0	0	0	4	16
あわら市	4	12	1	2	0	0	0	0	4	14
越 前 市	7	19	1	1	0	0	0	0	8	20
坂 井 市	25	108	0	0	0	0	0	0	25	108
池 田 町	3	10	0	0	0	0	0	0	3	10
南越前町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
越 前 町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
美 浜 町	4	5	0	0	0	0	0	0	4	5
おおい町	1	3	0	0	0	0	0	0	1	3
若 狭 町	5	10	0	0	0	0	0	0	5	10
合 計	79	256	3	4	0	0	0	0	81	260

（資料：環境政策課）